

令和8年度

市有財産（土地）随意契約（先着順）
による売払い実施要領

受付期間：令和8年6月23日（火） から

令和9年3月11日（木） まで

帯広市総務部総務室契約管財課

電話（直通）：0155-65-4115

F A X：0155-23-0171

Mail:contract@city.obihiro.hokkaido.jp

この実施要領の内容をご理解の上、お申込みください。

- 目次 -

市有財産（土地）随意契約（先着順）による売払いについて（概要）	1
1. 売払い物件一覧	2
2. 参加申込み	2 - 3
申込資格	2
提出書類	2
受付期間	3
提出場所	3
提出方法	3
その他	3
3. 物件説明会及び現地確認	3
4. 随意契約（先着順）による売払いに対する質問	3
提出方法	3
提出場所及び期限	3
質問への回答	3
5. 買受者の決定	4
6. 市有財産（土地）売り払い決定通知書等の送付	4
送付書類	4
送付日	4
7. 契約の締結	4
契約締結の期限	4
契約締結をする場所	4
契約締結に要する費用	4
8. 売買代金の納入	4 - 5
一括納入	4
分割納入	5

9. 所有権移転登記及び物件の引渡し	5
物件の引渡し	5
所有権移転登記	5
10. その他の注意事項	5
11. 関係書類の記入例	6 - 10
普通財産買受申請書	6
税情報確認承諾書	7 - 8
委任状	9
誓約書	10
12. 市有財産売買契約書（様式）	11 - 14
13. 質疑書	15

市有財産（土地）随意契約（先着順）による売払いについて（概要）

- 1 随意契約（先着順）による売払いとは、一般競争入札を実施し、入札で落札者がなかった物件や申し込みがなかった物件を、先着順で申込みを受け付けて売払いをする方法です。
- 2 必要書類は持参により提出してください。
- 3 法人でも個人でも申込できます。

【i 申込み及び関係書類の提出 2ページ参照】 随意契約（先着順）の告示文やこの実施要領をよく読み、申込期間内に持参により必要書類を提出してください。ただし、同日に申込者が複数名いる場合は、申込者によるくじ引きで先着順位を決定します。	[申込期間] <u>令和8年6月23日（火）から</u> <u>令和9年3月11日（木）</u> <u>午後5時30分まで</u>
--	--



【ii 買受者の決定 4ページ参照】 申込者の申込資格等の審査の結果、申込資格を有する方を買受者とし決定します。 ※ 売払結果は帯広市ホームページに掲載します。	審査には概ね2週間程度時間を要しますが、内容によって審査期間が前後する場合があります。
--	---



【iii 市有財産売払い（土地）決定通知書等の送付 4ページ参照】 買受者に対し、帯広市から市有財産（土地）売払い決定通知書等を送付します。	[送付日] 買受者の決定日
---	------------------



【iv 契約の締結 4ページ参照】 期限までに売買契約を締結します。	[契約締結の期限] <u>市有財産（土地）売払い決定通知書の送付日から7日以内</u>
---------------------------------------	--



【v 売買代金の納入 4-5ページ参照】 ・一括納入の場合は、売買代金を契約締結日に納入します ・分割納入の場合は、契約保証金を契約締結日までに納入し、売買代金から契約保証金を差引いた金額を契約締結日から20日以内で契約書で定める日までに納入します。	[納入期限] 一括納入：契約締結日 分割納入：契約締結日から20日以内 で契約書で定める日まで
---	--



【vi 所有権移転の登記及び物件の引渡し 5ページ参照】 売買代金の完納後、帯広市が所有権移転の登記を行います（費用は買受者の負担）。所有権移転登記完了後、登記完了証及び登記識別情報通知書をお渡しし、両者の定める日に受渡書を取り交わしの上、物件を引き渡します。	
---	--

1. 売払い物件一覧

物件番号	区分	所在地番	地目・構造	面積(m ²)	売却価格(円)
1	土地	上帯広町西1線76番5	宅地	774.90	1,410,318

2. 申込み

(1) 申込資格

以下の条件全てを満たす方が申込できます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 売買代金及び契約諸費用を帯広市の指定する期日までに納入できること。
- ③ 市税の滞納がないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ⑤ 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- ⑥ 帯広市内に本店、支店若しくは営業所（以下「支店等」という。）を有する法人又は帯広市に住民票がある個人であること。

(2) 提出書類

申込期間中に、以下に示す書類を提出してください。①～③の様式は、総務部総務室契約管財課で配布するほか、帯広市ホームページからも取得できます。

〈法人でお申込みの場合〉	〈個人でお申込みの場合〉
① 普通財産買受申請書	① 普通財産買受申請書
② 税情報確認承諾書（※1）	② 税情報確認承諾書
③ 誓約書	③ 誓約書
④ 法人登記事項証明書（※2、※3） （本社又は本店の所在地が分かるもの）	④ 身分証明書（※3、※4） （本籍地の市区町村長が発行したもの）

※1 支店等から参加を申し込む際は、市税が課税されている本店、本社の押印のある委任状を別途提出してください（記入例8、9ページ参照）。申込者が直接市税を課税されている事業者である場合は、委任状の提出は不要です。

※2 市内に支店等を有する法人が、市外の本店、本社から参加を申し込む際、法人登記事項証明書で支店等の所在が確認できないときは、市内に支店等の所在があることを示す法人のホームページの写し等、関係性が分かる資料を別途提出してください。

※3 発行後3か月以内のもので、写し可。

※4 本籍地の市区町村に請求し、取得してください（運転免許証やマイナンバーカード等の本人確認書類とは異なります。）。

(3) 受付期間

令和8年6月23日（火）から令和9年3月11日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く毎日、午前8時45分から午後5時30分まで。ただし、先着順のため随意契約の相手方を決定した時点で受付を終了します。

(4) 提出場所

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市役所2階 総務部 総務室 契約管財課
電 話 0155-65-4115（直通）
FAX 0155-23-0171

(5) 提出方法

持参によりお申込みください。

ただし、同日に申込者が複数名いる場合は、申込者によるくじ引きで先着順位を決定します。くじ引きを行う日時については、別途ご連絡いたします。申し込み後、くじ引きを辞退することはできません。くじ引きに参加できない場合、当該事務に関係のない職員が代理でくじを引きます。

(6) その他

普通財産買受申請書に記載された内容は、売買契約書及び所有権移転登記においてもそのまま適用しますので、ご留意ください（記載内容の変更はできません）。

3. 物件説明会及び現地確認

物件説明会は実施しません。現地を直接ご確認ください。

物件の詳細につきましては、帯広市ホームページに掲載中の物件説明書をご確認ください。なお、不明な点につきましては、「4. 随意契約（先着順）による売払いに対する質問」に記載の方法でお問合せください。

4. 随意契約（先着順）による売払いに対する質問

(1) 提出方法

「質疑書（15ページ）」を電子メール、郵送、FAX又は持参により提出してください。

※ 電話による質問は受け付けておりません。

(2) 提出場所及び期限

「2.申込み」の(4)に示した提出場所へ、令和9年3月4日（木）までに提出してください。

※ 電子メールの場合は、contract@city.obihiro.hokkaido.jp へ送信してください。

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、随時、帯広市ホームページに掲載します。

※ 質問の内容によっては、回答に時間を要する場合があります。

5. 買受者の決定

申込みを受け付けた後、普通財産買受申請書や添付書類の審査、納税状況等の申込資格を確認した結果、申込資格を有する方を買受者とし決定します。

なお、買受者（買受者が個人の場合は「個人」（個人名は表記しません）、法人の場合は法人名を表記します）及び売払金額を帯広市ホームページで公表します。

※審査には概ね2週間程度時間を要しますが、内容によって審査期間が前後する場合があります。

6. 市有財産（土地）売払い決定通知書等の送付

買受者決定後、買受者に対し以下の書類を送付するとともに、今後の契約手続きなどの説明を行います。

(1) 送付書類

- ① 市有財産（土地）売払い決定通知書
- ② 納入通知書兼領収書
- ③ 市有財産売買契約書(案)（11ページから14ページに掲載しています）

(2) 送付日

買受者の決定日

7. 契約の締結

買受者は、「6.市有財産（土地）売払い決定通知書等の送付」にある市有財産売買契約書(案)の様式により、下記の期限までに売買契約を締結します。

(1) 契約締結の期限

市有財産（土地）売払い決定通知書の送付日から7日以内

(2) 契約締結をする場所

「2.申込み」の(4)のとおり。

(3) 契約締結に要する費用

契約締結に要する費用（収入印紙等）は、全て買受者の負担となります。

8. 売買代金の納入

売買代金の支払方法は、下記の二通りあり、それぞれ納入の手続きが異なります。

(1) 売買契約締結と同時に全額を納入していただく方法（一括納入）

売買代金を帯広市が発行する納入通知書兼領収書により、契約締結と同時に納入してください。

(2) 契約締結の期限までに契約保証金を納入した後、残金を納入していただく方法（分割納入）

① 帯広市が発行する納入通知書兼領収書により、契約締結の期限までに売買代金の100分の10に相当する金額（150,000円※1万円未満切り上げ）を契約保証金として指定する金融機関で納入してください。また、その際、交付された納入通知書兼領収書の写しを帯広市に提出してください。

※帯広市競争入札参加者資格名簿に登録がある場合は、契約保証金の納入は不要とします。

② 売買代金と契約保証金との差額を帯広市が発行する納入通知書兼領収書により、契約締結日を含めて20日以内で契約書に定める日までに納入してください。

※帯広市競争入札参加者資格名簿に登録がある場合は、契約保証金の納入は不要のため、売買代金を契約締結日を含めて20日以内で契約書に定める日までに一括納入する形となります。

③ 契約保証金の帰属

売買代金と契約保証金との差額が契約締結日を含めて20日以内で契約書に定める日までに支払われなかった場合、契約保証金は、帯広市に帰属することとなりますのでご注意ください。

9. 所有権移転登記及び物件の引渡し

(1) 物件の引渡し

売買代金が全額納付された時点で所有権が移転します。その後、両者の定める日に受渡書を取り交わしの上、物件を引き渡します。

(2) 所有権移転登記

売買代金が全額納付されたことを確認した後、帯広市が所有権移転の登記を行いますが、登記に要する費用（登録免許税等）は、全て買受者の負担となります。所有権移転登記完了後、登記完了証及び登記識別情報通知書をお渡しします。

10. その他の注意事項

① 物件説明書をよくご確認いただいた上で、お申込みください。なお、物件は現状有姿での引き渡しとなりますので、必ず物件を確認してください。

② 引渡し後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、契約不適合について、帯広市は責任を負いません。ただし、物件を買い受けた方が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除について引き渡しの日から2年以内は協議に応じます。

11. 関係書類の記入例

提出日を記入してください。

令和 年 月 日

普通財産買受申請書

帯広市長 上野 庸介 様

申込者

住所(所在地)
(商号又は名称)
氏名(代表者名)

申込者の住所(所在地)・氏名
(名称及び代表者名)を記入、押
印してください。

連絡先(電話)

申込者の電話番号を記入
してください。

私は、下記の市有財産を買受けたいので、物件説明書及び市有財産(土地)随意契約(先着順)による売払い実施要領を了承のうえ申し込みます。

1 財産の表示

物件 番号	区分	所在地番	面積 (㎡)	地目
1	土地	上帯広町西1線76番5	774.90	宅地

記載済みです

2 買受価格

1,410,318 円

3 買受け代金の支払方法

売買契約締結時に全額を一括で支払う。

その他市の指定に従う。

4 買受目的

5 その他参考事項

6 添付書類

提出書類の確認にご利用ください。

〈法人での申込み〉	〈個人での申込み〉
① 普通財産借受申請書	① 普通財産借受申請書
② 税情報確認承諾書	② 税情報確認承諾書
③ 誓約書	③ 誓約書
④ 法人登記事項証明書 (本社又は本店の所在地が分かるもの)	④ 身分証明書 (本籍地の市区町村長が発行したもの)

記入例

個人又は市税の課税事業者である法人 が使用する様式

税情報確認承諾書

私は、担当課が令和8年度市有財産（土地）随意契約（先着順）による売払いにおける普通財産買受申請にあたり市税の滞納がないことを確認するため、税情報について取得・確認することを承諾します。

住所（所在地）：
（事業所名）：
氏名（代表者名）：

印

※税情報の取得を承諾される場合は、承諾書に記載、押印してください。

申込者の住所（所在地）・氏名（商号又は
名称及び代表者名）を記入し、押印して
ください。

収 納 課 長 様

務 連 絡
年 月 日

課 長

市税の納税状況について（照会）

個人（法人）名：

上記の個人（法人）に係る帯広市税条例第3条に規定する市税及び帯広市宿泊税条例によって課される宿泊税の滞納の有無について、上記の承諾書に基づき照会します。

事 務 連 絡
年 月 日

課 長 様

収 納 課 長

市税の納税状況について（回答）

先に照会のありました上記の個人（法人）に係る帯広市税条例第3条に規定する市税及び帯広市宿泊税条例によって課される宿泊税については、

- 年 月 日現在、 滞納はありません。
 納税相談を実施し、分納を認め履行中です。
 滞納があります。（収納管理システムによる確認）
 課税はありません。

（以下は、「滞納があります。」にチェックをつけた場合に使用）

年 月 日、納税相談を実施し、分納を認め履行中です。

年 月 日、滞納がないことを確認しました。

記入例

市税が本店、本社に課税されている支店等の法人が使用する様式 税情報確認承諾書

私は、担当課が令和8年度市有財産（土地）随意契約（先着順）に財産買受申請にあたり市税の滞納がないことを確認するため、税情報に

課税事業者（市税の課税のある本店、本社）の所在地、商号又は名称及び代表者名を記入してください（押印不要）。

住所（所在地）：
（事業所名）：
氏名（代表者名）：

【代理人】住所（所在地）：
（事業所名）：
氏名（代表者名）：

印

※税情報の取得を承諾される場合は、承諾書に記載、押印してください。

代理人欄に申込者の所在地、商号又は名称及び代表者名を記入、押印してください。

収 納 課 長 様

年 月 日

課 長

市税の納税状況について（照会）

個人（法人）名：

上記の個人（法人）に係る帯広市税条例第3条に規定する市税及び帯広市宿泊税条例によって課される宿泊税の滞納の有無について、上記の承諾書に基づき照会します。

事 務 連 絡

年 月 日

課 長 様

収 納 課 長

市税の納税状況について（回答）

先に照会のありました上記の個人（法人）に係る帯広市税条例第3条に規定する市税及び帯広市宿泊税条例によって課される宿泊税については、

- 年 月 日現在、 滞納はありません。
 納税相談を実施し、分納を認め履行中です。
 滞納があります。（収納管理システムによる確認）
 課税はありません。

（以下は、「滞納があります。」にチェックをつけた場合に使用）

年 月 日、納税相談を実施し、分納を認め履行中です。

年 月 日、滞納がないことを確認しました。

記入例

市税が本店、本社に課税されている支店等の法人は、
委任状の提出が必要です。委任状には本店、本社の記
名・押印が必要となります。

委任状

代理人

所在地：帯広市〇〇条〇〇丁目〇番地
商号又は名称：〇〇〇〇株式会社 〇〇支店
代表者名：支店長 帯広 二郎

印

申込者の所在地、商号又は名称及び代表者名
を記入、押印してください。

私は、上記の者を代理人として定め、令和8年度市有財産（土地）随意契約（先着順）による売払いにおける普通財産買受申請について、税情報の取得・確認について承諾することを委任します。

令和 年 月 日

委任者

所在地：〇〇市〇〇区〇〇条〇丁目
商号又は名称：〇〇〇〇株式会社
代表者名：代表取締役 十勝 五郎

印

課税事業者（市税の課税のある本店、本
社等）の所在地、商号又は名称及び代表
者名を記入、押印してください。

記入例

誓 約 書

私は、令和8年度市有財産（土地）随意契約（先着順）による売払いにおける普通財産買受申請について、次のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、契約を取り消されても異存ありません。また、上記の誓約内容を確認するため、帯広市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

- 1 帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団
- 2 同条第2号に規定する暴力団員
- 3 同条第3号に規定する暴力団関係事業者

帯 広 市 長 様

提出日を記入してください。

令和 年 月 日

住所（所在地） 帯広市〇〇条〇〇丁目〇番地
（商号又は名称） 〇〇〇〇株式会社
氏名（代表者名） 代表取締役 帯広 太郎 印
生年月日（個人の場合に記入）

申込者の住所（所在地）・氏名（商号又は名称及び代表者名）を記入し、押印してください。

※普通財産買受申込書と同名義になりま

12. 市有財産売買契約書(様式)

市有財産売買契約書

売渡人 帯広市 (以下「甲」という。)と、買受人 ○○○○ (以下「乙」という。)とは、次の条項により市有財産の売買契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、その所有する次の物件(以下「売買物件」という。)を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

区分	所在	地番	登記地目	登記地積(m ²)
土地	上帯広町西1線	76番5	宅地	774.90

(売買代金)

第3条 売買物件の代金は、金 1,410,318円 とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は金 150,000円 とする。

2 前項の契約保証金には利息を付さない。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(売買代金の支払い)

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金の額を除いた金 1,260,318円 を、甲の発行する納入通知書により令和○年○月○日までに支払わなければならない。

※契約保証金の納付を免除する場合

第4条 帯広市契約規則第29条第3項(※5項)の規定により、契約保証金の納付を免除する。

第5条 乙は、第3条の定める売買代金を、甲の発行する納入通知書により、令和○年○月○日までに支払わなければならない。

※売買代金の一括納入の場合

(遅延利息)

第6条 乙は、前条に定める納入期限までに売買代金を支払わない場合には、売買代金に契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年大蔵省告示第991号)において定める割合を乗じて計算した金額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

(売買物件の所有権移転)

第7条 売買物件（地上及び地下に存する全ての物件）の所有権は、乙が第3条に定める売買代金の支払いを完了したときに、甲から乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、乙が第3条に定める売買代金の支払い完了後、両者の定める日に、当該物件の引渡しを、受渡書により行うものとする。

(所有権の移転登記)

第9条 乙は、第7条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲はその請求を受けた後、速やかに所有権の移転登記を囑託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下「履行の追完の請求等」という。）をすることができない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完の請求等について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(危険負担)

第11条 当該契約締結のときから引渡し前までにおいて、売買物件が滅失又はき損した場合、乙の責に帰すべき事由がある場合を除き甲の負担とし、引渡し後に滅失又はき損した場合は、甲の責に帰すべき事由がある場合を除き、乙の負担とする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第12条 乙は、売買物件を本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されていることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告を怠ってはならない。

(違約金)

第14条 乙は、第12条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第19条に定める損害賠償額又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が第12条の規定に違反したときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項に規定する場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めた上で相手方に対して催告し、当該期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(返還金等)

第16条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が第18条に定める義務を履行した後、乙が支払った第3条に定める売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用は返還しない。

(有益費等の放棄)

第17条 甲は、第15条の規定によりこの契約を解除し、売買物件が返還されたときは、乙が売買物件に投じた費用、有益費その他一切の費用を返還しない。

(原状回復及び返還)

第18条 乙は、第15条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指示するところにより、自己の責任と負担で、売買物件をこの契約締結時の原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に認めたときはこの限りではない。

2 前項の場合において、乙は、滅失その他の理由により売買物件の全部又は一部を返還することができないときは、その損害賠償として甲の定める金額の支払いをもって返還に代えることができる。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該土地の所有権移転登記の承諾書その他必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲は、乙がこの契約に定める義務（第12条の場合を除く。）を履行しないため損害を受けたときは、その損害賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第16条第1項により売買代金を返還する場合において、乙が第14条に定める違約金又は第18条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、当該金を返還金の一部又は全部と相殺するものとする。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、一切乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関する訴えは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇〇日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 上野庸介 印

乙 住所(所在地)
(商号又は名称)
氏名(代表者名) 印

13. 質疑書(様式)

質 疑 書

令和 年 月 日

申請者

住所(所在地)

(商号又は名称)

氏名(代表者名)

件名：令和8年度市有財産(土地)随意契約(先着順)による売払い

質問事項

質問内容

※ 質問の内容によっては、時間を要する場合もございますので、ご了承ください。